

知事から「まん延防止等重点措置」の実施に伴う 県民の皆さまへのお願い

全国各地でオミクロン株を含めた新規感染者数が急増する中、本県も感染が急激に拡大しており、本日、過去最多となる167人の新規感染者が発生し、直近1週間の累積新規感染者数は691人、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も29.9%となるなど、保健所への負担や、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれが高まる非常に厳しい状況にあります。

また、特に今般のオミクロン株による感染の特色として、感染力が極めて強く、感染者や濃厚接触者が急増することにより、企業等の事業活動の継続に大きな影響を与えることが懸念されます。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況となっています。このため、早期に強い対策を行うことで感染拡大を速やかに抑え、県民の皆さまの生命を守る適切な医療提供が続けられるよう、1月18日、国に対し、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されるよう要請いたしました。

これを受け、本県を含む1都12県を、1月21日（金）から2月13日（日）までの間、新たにまん延防止等重点措置区域に加えることなどが、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において決定され、今般、公示されました。

県民の皆さまには、今一度、オミクロン株の出現によってこれまでとは変わり、感染のリスクが非常に高まっていること、現在の感染の中心である若年層から、高齢者や基礎疾患のある方々へと感染が広がれば、医療がひっ迫し、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、医療従事者が不足する事態となるなど、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれもあること、などをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」など、引き続き、最大限の感染防止対策をとっていただきますよう、改めてお願いいたします。

また、飲食店の皆さまには、これまで8度に渡り、営業時間短縮の要請等についてお願いしてまいりました。再び、非常に大きなご負担をお掛けすることとなり、大変心苦しく思いますが、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

まん延防止等重点措置による対策の強化をおこなうことで、県民の皆さま、事業者の皆さまには、長期間これまで以上にご負担をおかけすることになり、大変申し訳ありませんが、本県における最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、適切な医療提供体制を行うために、ご理解とご協力をお願いします。

令和4年1月20日

香川県知事 浜田 恵 造

令和 4 年 1 月 2 0 日

イベント等の開催に係る留意事項について
(イベントに関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間

令和 4 年 1 月 2 1 日 (金) から同年 2 月 1 3 日 (日) までの間

※ 令和 4 年 1 月 2 0 日 (木) までにチケットが販売されたイベントについては、同日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、適用期間以降、開催制限を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(できるだけ 2 m、最低 1 m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

※ 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管することとする。

ただし、上記 2 の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント (大声なし) を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000 人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

4 感染防止安全計画の策定・提出

(1) 対象

大声なしの5,000人超のイベント

(2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は20,000人とする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

なお、安全計画策定イベントにおいて、対象者全員検査を実施する場合には、人数上限を収容定員までとする。

(3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

5 留意事項

別添10：イベント等の開催に係る留意事項

省略

別紙1：チェックリスト

省略

別紙2：感染防止安全計画

省略

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

省略

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年1月19日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その2)」(令和4年1月19日付け事務連絡)